

京都市告示第 483 号

身体障害者福祉法第 15 条第 1 項に規定する医師の診療障害区分を次のとおり追加しました。

平成 27 年 1 月 6 日

京都市長 門 川 大 作

医師名	診療場所	診療科目	障害区分	追加する 障害区分
堀江 ノブコ	(医) 社団蘇生会 蘇生会総合病院	内科, 神経内科	視覚*, 聴覚*, 平 衡, 音声・言語, そしゃく, 肢体, ぼうこう・直腸	呼吸器

*障害区分の視覚又は聴覚については、診療科目が眼科又は耳鼻咽喉科以外の
場合、腫瘍や神経疾患等による視覚障害又は聴覚障害の診断に限る。

(身体障害者リハビリテーションセンター相談課)